

境港市産後ケア事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、心身ともに不安定になりやすい出産後の一定期間において、家族等から産後の援助が十分に得られないなど、特に育児支援を必要とする母子を対象に、心身の安定と育児不安の解消を図る境港市産後ケア事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の実施方法)

第2条 事業は、次の各号の要件を満たす団体又は個人（以下「受託者」という。）に委託して行うものとする。

- (1) デイサービス事業及びショートステイ事業については、助産師等を配置する病院、診療所又は助産所で、第3条第1項第1号アからカまでに掲げる事業が提供可能で、安全・快適な施設・設備を備えていること。
- (2) ヘルパー派遣事業については、第3条第1項第2号アからウまでに掲げる事業を提供できること。

(事業の種類及び内容)

第3条 事業の種類及び内容は、次のとおりとする。

(1) デイサービス事業及びショートステイ事業

乳児とその母親に施設利用させ、母体の体力の回復及び母体のケア並びに乳児のケアを実施するとともに、今後の育児に資する指導等を実施するもので、事業の内容は、次に掲げるものとする。

- ア 産婦の健康管理及び生活面の指導
- イ 乳房管理
- ウ 沐浴、授乳等の育児指導
- エ 乳児の世話、発達・養育等の確認と相談
- オ 産婦の食事の提供
- カ その他必要な保健指導及び情報提供

(2) ヘルパー派遣事業

出産後おおむね1年以内にある者に対し、ヘルパーを派遣し、母親の精神的及び肉体的負担を軽減し、産後の生活支援を行うもので、事業の内容は、次に掲げるものとする。

- ア 家事援助（食事の準備・片付け、掃除、買い物など）
- イ 育児補助・援助（沐浴、おむつ交換の補助など）
- ウ その他必要な援助

2 デイサービス事業は、1日を単位として、利用時間は午前9時から午後5時までの間とする。

3 ショートステイ事業は、1日を単位として、利用時間は、午前10時から翌日の午前10時までの間とし、宿泊を伴うものとする。

(事業の対象者)

第4条 事業の対象者は、次に掲げる要件を備えているものとする。ただし、医療を必要とする者は除く。

(1) 市内に住所を有していること。

(2) デイサービス事業は、生後1年未満の乳児とその母親とする。

(3) ショートステイ事業は、生後4か月未満の乳児とその母親とする。

(4) ヘルパー派遣事業は、出産後、おおむね1年以内の者とする。

(5) 家族などから十分な家事、育児などの援助が受けられず、かつ、産後の身体機能の回復や、育児に対する不安が強く、保健指導が必要と認められる者とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、対象者とする。

(利用期間)

第5条 事業を利用することができる日数または時間数は、デイサービス事業及びショートステイ事業は、原則として、乳児1人当たり、両事業併せて7日までとし、ヘルパー派遣事業については、午前9時から午後5時までの間において、1回当たり2時間以内で、1か月で20日を限度とする。ただし、市長が母子の状況により引き続き事業の利用が必要と認める場合には、さらに必要最小限の範囲で延長できるものとする。

(利用の申込)

第6条 事業を利用しようとする者は、あらかじめ境港市産後ケア事業利用申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、同項の申請書の提出を事業の利用開始後に行うことができる。

(利用の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、利用の承認又は不承認を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により承認の決定を行ったときは、速やかに境港市産後ケア事業利用承認通知書(様式第2号)により、当該申請をした者に通知するものとする。この場合において、デイサービス事業またはショートステイ事業を利用する者には、境港市産後ケア事業(ショートステイ・デイサービス)利用者証(様式第2号の2)も合わせて通知するものとする。

3 市長は第1項の規定により不承認の決定を行ったときは、境港市産後ケア事業利用不承認通知書(様式第3号)により、当該申請をした者に通知

するものとする。

- 4 市長は、第1項の規定に基づき利用の承認を行ったときは、境港市産後ケア事業利用承認通知書（様式第2号）により、受託者に通知するものとする。

（利用の変更等）

第8条 前条第2項の規定による利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が、申請内容を変更しようとするときは、あらかじめ、境港市産後ケア事業利用変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は前項の承認をしたときは、当該申請をした利用者及び受託者に対し、境港市産後ケア事業利用変更承認通知書（様式第5号）により、その旨を通知するものとする。

（委託料）

第9条 事業の実施に要する1日又は1時間当たりの委託料の単価は、毎年度市長と受託者が協議して決定するものとする。

- 2 受託者は、前項に規定する委託料の単価に、利用日数又は利用時間数に応じて算出された委託料の総額を市長に請求するものとする。

（実施報告及び委託料の請求）

第10条 受託者は、事業を実施した月の翌月の10日（その日が休日（境港市の休日を定める条例（平成元年境港市条例第3号）に規定する市の休日という。）に当たるときは、その直前の休日でない日とする。）までに当該月の事業の実施状況について、境港市産後ケア事業実施結果報告書（様式第6号）及び境港市産後ケア事業委託料請求書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

（委託料の支払い）

第11条 市長は、前条の規定による委託料の請求を受けたときは、報告書の内容を審査し、適当と認めた場合は、当該請求を受理した日から30日以内に、受託者へ支払うものとする。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年7月19日から施行する。ただし、別表（備考）の適用規定は、平成28年9月1日から施行する。

(境港市産後ヘルパー派遣事業実施要綱の廃止)

2 境港市産後ヘルパー派遣事業実施要綱(平成22年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。